

農地・農業水利施設を活用した主な流域治水対策の支援事業



令和6年4月
農林水産省
農村振興局

はじめに

- ◇近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害等に対し、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進が求められています。
- ◇都市、市街地の近傍や上流域には農地が広がり、多くの農業用ダム、ため池、排水施設等が位置していることから、これらの農地・農業水利施設が持つ洪水調節機能等を有効に活用していく取組が必要です。
- ◇農林水産省では、流域治水の取組を推進する施設の整備から管理に至るまで一連の取組を様々な事業制度により支援しています。
- ◇この事業制度を行政機関のみならず、農業団体や農業者の皆様方へ紹介し、現場における流域治水の推進に寄与すべく、この冊子を作成しました。

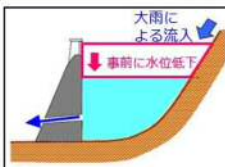
流域治水の取組を推進する事業制度～施設の整備から管理まで～



- ①国営かんがい排水事業
- ②水利施設整備事業
- ③基幹水利施設管理事業
- ④水利施設管理強化事業

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。
 - 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。
- 〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

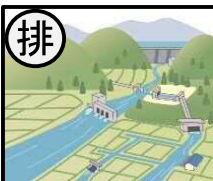
排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

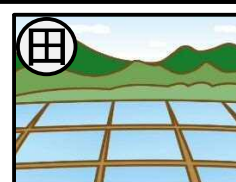


【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、危機管理システムの整備等



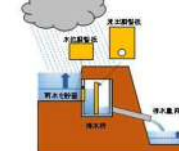
- ①国営かんがい排水事業
- 国営総合農地防災事業
- ②水利施設整備事業
- ③基幹水利施設管理事業
- ④水利施設管理強化事業
- ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥農村地域防災減災事業



- ②水利施設整備事業
- ⑦農業競争力強化農地整備事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 国営農用地再編整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- ⑧多面的機能支払交付金

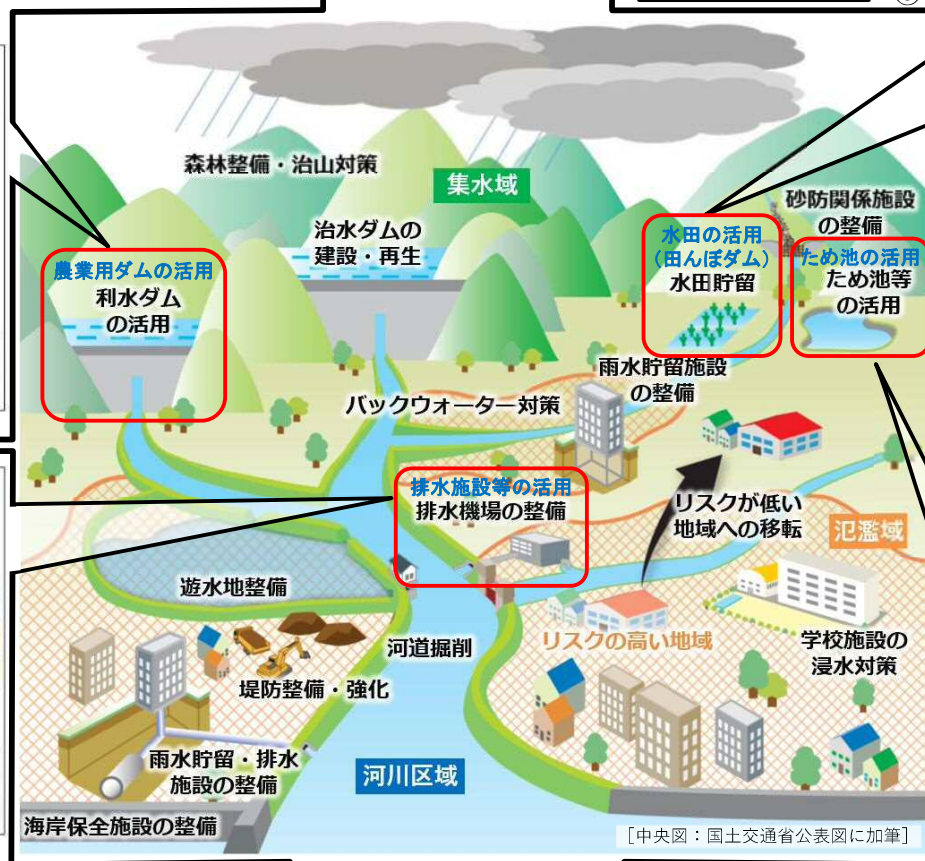
水田の活用（田んぼダム）

- 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進



ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。

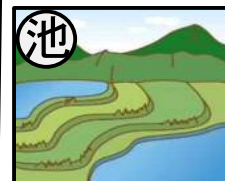


- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等



- ④水利施設管理強化事業
- ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥農村地域防災減災事業

① 国営かんがい排水事業／国営総合農地防災事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用	事業 実施 主体	国
----	---	----------------------	----------------	---

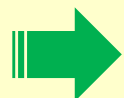
- 事業名：国営かんがい排水事業（国営洪水調節機能強化事業）
- 実施内容：「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能強化のための農業水利施設の整備
※老朽化した排水施設の改修等については、国営かんがい排水事業の他の事業メニューでも実施可能

- 実施要件：農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの

- (1) 治水協定を締結済み又は締結する見込み
- (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量の増大
- (3) 受益面積が500ha（畑の場合は100ha）以上等

- 国庫負担率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%等

排水能力
 $Q=16.3\text{m}^3/\text{s}$



排水能力
 $Q=45.0\text{m}^3/\text{s}$



- 事業名：国営総合農地防災事業（豪雨災害対策型）〔「排水施設の活用」に限る〕
- 実施内容：豪雨により排水能力不足が顕著となった排水施設の豪雨災害を防止するための排水施設の整備

- 実施要件：農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの

- (1) 受益面積がおおむね3,000ha以上
- (2) 総事業費がおおむね100億円以上
- (3) 末端支配面積がおおむね300ha（畑の場合は100ha）以上
ただし、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等の一定の要件を満たす場合にあっては、おおむね100ha以上
- (4) おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業水利施設に関する被害額が当該地域の農業取得額の10%を超過した地域で実施

- 国庫負担率：農林水産省2/3、北海道75%

② 水利施設整備事業

目的		農業用ダムの活用 水田の活用「田んぼダム」 排水施設等の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	---	--------------------------------------	----------------	-----------------------

- 事業名：水利施設整備事業

- 支援内容：

- (1) 農業用ダムの洪水調節機能の運用に必要な水管理システムの整備や堆砂対策による貯水容量の確保、地区内の施設更新に併せた洪水調節機能の強化に資する農業水利施設の整備
- (2) 「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限とする農業水利施設の基幹から末端までの一体的な整備

- 実施要件：農業水利施設の新設、廃止又は変更で、

- (1) 洪水対策型（次の全てに該当するもの）

- ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施
- イ 洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備
- ウ 緊急水管理システム整備事業については、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダム等

- (2) 流域治水推進型

受益面積がおおむね200ha以上でそのうちの5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであり、次のいずれかに該当する地域で実施するもの

- ア 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は事業実施年度中に策定・公表される見込みの水系
- イ 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系
- ウ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

- 国庫負担率：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美65%等

排水路
の整備



排水機場
の整備



③ 基幹水利施設管理事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村
----	---	----------------------	----------------	-------------

■事業名：基幹水利施設管理事業

■支援内容：国営土地改良事業によって造成された地方公共団体が管理している施設のうち、大規模で公共・公益性の高い施設の管理に係る費用を支援

■実施要件：

ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、

(1) 一般型（次の全てに該当するもの）

ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設

イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上（畑にあっては300ha以上）

ウ 非農地率概ね10%以上

エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

(2) 特別型（次の全てに該当するもの）

ア 国により都道府県へ管理委託された施設

イ 1施設当たりの受益面積が概ね3,000ha以上

ウ 非農地率が概ね20%以上

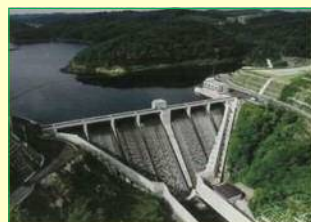
エ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

■国庫負担率：

(1) 一般型：30%

（流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3）

(2) 特別型：1/3（平成7年度以前採択地区は40%）



農業用ダムの管理



頭首工の管理

④ 水利施設管理強化事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村
----	---	--------------------------------	----------------	-------------

■事業名：水利施設管理強化事業

■支援内容：

(1) 農業水利施設の持つ多面的機能に対し、役割に応じた取組に係る費用を支援

(2) 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の管理を行うことにより追加的に必要となる費用を支援

■実施要件：

ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、

(1) 一般型

治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地域防災計画に位置付けた施設の防災・減災機能を含む多面的機能の発揮等に対応した維持管理に係る費用の支援

(2) 特別型

流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設（一般型の施設を除く）の流域治水にかかる次のア又はイの取組支援

ア 流域治水推進のための管理体制構築等に係るもの

イ 治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水

■国庫負担率：50%



排水機場の管理



排水樋門の管理

⑤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

目的		排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	---	--------------------	----------------	-----------------------

- 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業
- 支援内容：防災減災対策（流域治水対策）
流域治水対策として、農業水利施設が持つ洪水調節機能等を発揮するために行う施設の整備等

- 事業メニュー：
流域治水対策のために行う施設の整備等
 - (1) 農業用排水施設整備
 - (2) 危機管理システム等整備（水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の整備）
 - (3) 附帯安全施設整備（防護柵、避雷針等の附帯施設の整備）
 - (4) 管理体制強化対策（施設の操作規程や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査等で、上記（1）から（3）のいずれかのメニューと併せて行うもの）

- 実施要件：
流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設、機能発揮に必要な施設等として、次の全てを満たすもの

- ・総事業費が200万円以上
- ・受益者（農業者）が2者以上
- ・工事期間が最大3年

- 国庫負担率：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美65%等



水位計の設置



水門の電動化

⑥ 農村地域防災減災事業

目的		排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	---	--------------------	----------------	-----------------------

- 事業名：農村地域防災減災事業
- 支援内容：・湛水被害等を未然に防止するために行う用排水施設等の整備
・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的としたため池の整備

- 事業メニュー：（1）用排水施設等整備事業（湛水防除事業）
（2）湛水被害総合対策事業
（3）防災重点農業用ため池緊急整備事業
（4）ため池洪水調節機能強化事業

- 実施要件：
（1）受益面積が30ha（畑の場合は20ha）以上、総事業費5,000万円以上等
（2）受益面積の合計が20ha以上、過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等
（3）受益面積が2ha以上かつ総事業費4,000万円以上等
（4）防災受益面積7ha以上、総事業費800万円以上、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等

- 国庫負担率：
（1）農林水産省50%等、沖縄80%、奄美2/3等、離島60%
（2）農林水産省50%等
（3）農林水産省50%等、沖縄80%、奄美2/3等、離島60%
（4）農林水産省50%等、沖縄80%、奄美2/3等、離島60%



ため池の洪水調節機能を強化するための「洪水吐きスリット」設置状況

⑦ 農業競争力強化農地整備事業 ほか 3 事業

目的	 水田の活用 「田んぼダム」	事業 実施 主体	地方公共団体 等
----	--	----------------	-------------

- 事業名：農業競争力強化農地整備事業
農地中間管理機構関連農地整備事業
国営農用地再編整備事業
農地耕作条件改善事業
- 支援内容：「田んぼダム」の取組の推進のために必要な畦畔、排水口、排水路等の整備を行う農地整備を支援

- 実施要件：
次の全てに該当するもの
 - (1) 「田んぼダム」の取組等を定めた計画の策定
 - (2) 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み
 - (3) 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域
 - ア 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施
 - イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施
 - ウ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等
- 国庫負担率：定額、50% 等



畦畔の再構築



排水口の整備

⑧ 多面的機能支払交付金

目的	 水田の活用 「田んぼダム」	事業 実施 主体	農業者及び その他の者で 構成される 活動組織等
----	--	----------------	-----------------------------------

- 事業名：多面的機能支払交付金
- 支援内容：「田んぼダム」の取組の推進のため、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置、畦畔嵩上げ、これらの維持管理等を支援

- 実施要件：
資源向上支払（共同）において、非農業者の参画が必要 等
- 加算措置の要件
次の全てに該当するもの
 - (1) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で「田んぼダム」を実施
 - (2) 市町村による水田貯留機能強化計画の策定 等
(流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」の設置が位置付けられている地域は策定不要)
- 交付額： 2,400円/10a（都府県）
1,920円/10a（北海道）
- 加算措置： 400円/10a（都府県）
320円/10a（北海道）



畦畔塗り



排水調整板の設置

事業制度一覧

事業名	事業主体	国庫負担率	実施内容・支援内容等
①国営かんがい排水事業	国	2/3 等	・治水協定締結済み又は締結見込みの農業水利施設の洪水調節機能強化などを図る整備
国営総合農地防災事業	国	2/3 等	・豪雨により排水能力不足が顕著となった排水施設の豪雨災害を防止するための排水施設の整備
②水利施設整備事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・治水協定締結済み又は締結見込みの農業水利施設の洪水調節機能強化などを図る整備 ・「田んぼダム」の取組地域における農業水利施設の基幹から末端までの一体的な整備
③基幹水利施設管理事業	都道府県、市町村	1/3 等	・国営土地改良事業によって造成された地方公共団体が管理している施設のうち、大規模で公共・公益性の高い施設の管理に係る費用を支援
④水利施設管理強化事業	都道府県、市町村	50%	・農業水利施設の持つ多面的機能に対し、役割に応じた取組に係る費用を支援 ・流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の管理を行うことにより追加的に必要となる費用を支援
⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・流域治水対策として、農業水利施設が持つ洪水調節機能等を発揮するために行う施設の整備等
⑥農村地域防災減災事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・湛水被害等を未然に防止するために行う用排水施設等の整備 ・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的としたため池の整備
⑦農業競争力強化農地整備事業 農地中間管理機構関連農地整備事業 国営農用地再編整備事業 農地耕作条件改善事業	国、都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	・「田んぼダム」の取組の推進のために必要な畦畔、排水桝、排水路等の整備を行う農地整備を支援
⑧多面的機能支払交付金	農業者及びその他の者で構成される活動組織 等	※交付額 2,400円／10a 等 ※加算措置 400円／10a 等	・「田んぼダム」の取組の推進のため、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置、畦畔嵩上げ、これらの維持管理等を支援

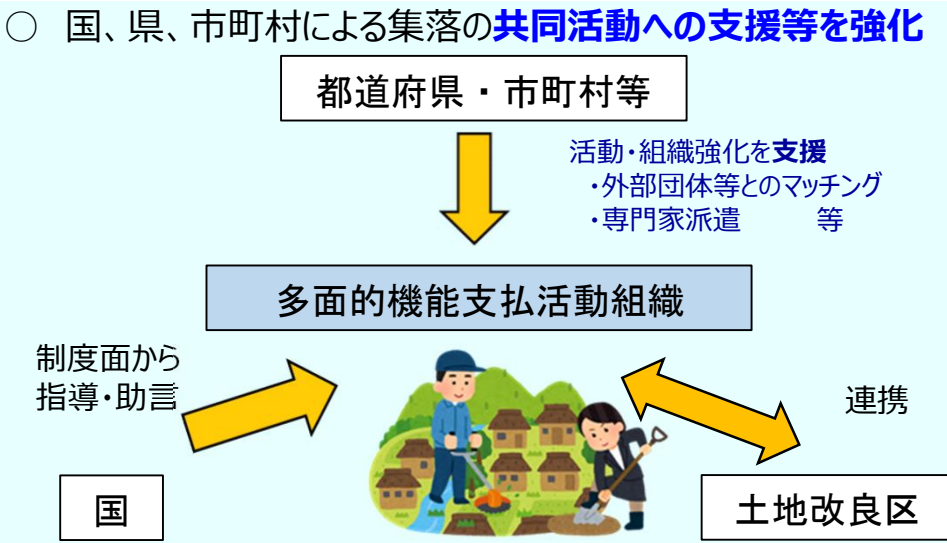
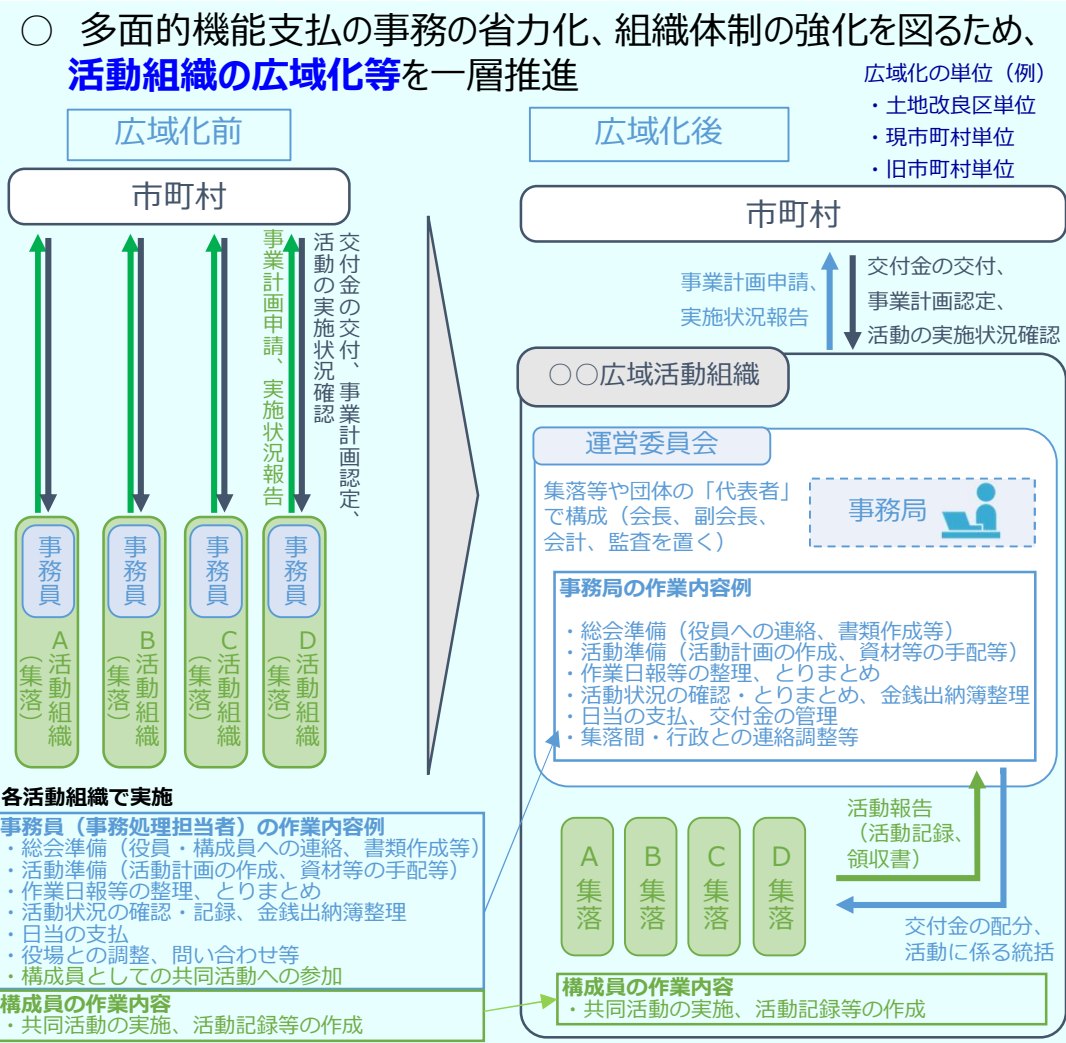
お問い合わせ先（電話番号）

- ・ 国土交通省 北海道開発局 農業水産部 農業設計課 (011-700-6752)
- ・ 北海道 農政部 農村振興局 農村設計課 (011-204-5398)
- ・ 農林水産省 東北農政局 農村振興部 設計課 (022-261-8305)
- ・ 農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課 (048-740-0169)
- ・ 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 設計課 (075-232-4722)
- ・ 農林水産省 東海農政局 農村振興部 設計課 (052-223-4635)
- ・ 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課 (075-414-9513)
- ・ 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課 (086-224-9419)
- ・ 農林水産省 九州農政局 農村振興部 設計課 (096-300-6404)
- ・ 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 (098-866-1652)

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8111（内線5516）

多面的機能支払の次期（第3期）対策の方向について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまでも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、次期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、令和7年度から多面的機能支払で支援する。



日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048（48,589）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463（47,050）百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

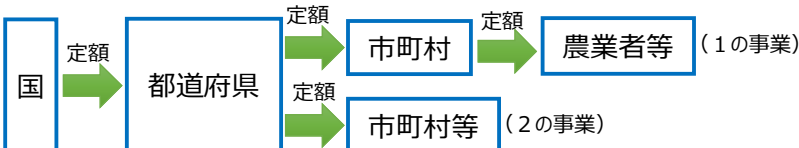
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 （加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

（円/10a）

項目		交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し 800
		冬期湛水 4,000
		夏期湛水 8,000
		中干し延期 3,000
		江の設置等 作溝実施 4,000
		作溝未実施 3,000

① 項目	交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと 40万円/組織

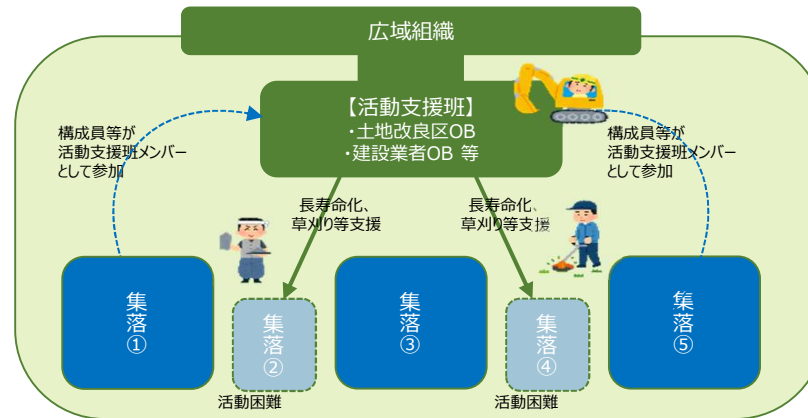
※広域活動組織内の集落をまわって共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

① 組織の体制強化への支援

活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、40万円/組織を加算する。

活動支援班とは



●活動支援班の定義・要件

- ・複数の集落※₁で構成される広域活動組織※₂において、活動組織内の集落をまたいで共同活動※₃を支援することを目的として設置される作業チーム。
- ・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

※ 1 農林業センサスにおける農業集落をいう。（多面的機能支払交付金実施要領第 1 の 4 の（ 7 ） 参照）

※ 2 活動支援班加算の制度の目的は、「活動支援班の設置」だけでなく、「広域活動組織の設立」を促進することであり、既に広域活動組織となっている組織が面積を拡大する場合や令和 6 年度までに広域活動組織を設立し広域化加算を受け取っていない場合は、支援の対象外。（増進項目は対象となる。）

※ 3 水路の草刈りや泥上げ等の基礎的な保全活動、長寿命化の取組だけでなく、農村環境保全活動等も対象。

② 多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

多面的機能の増進を図る活動

○地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※1、2します。

○令和7年度より、hとiを新たに追加します。

a : 遊休農地の有効活用	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
i : 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施	
j : a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農的関係人口の拡大	

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

○多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限りません。

i : 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

○要件

広域活動組織において、活動支援班が設置されており、その活動支援班が広域活動組織内の集落をまたいで活動を実施している場合、要件を満たしているとみなされます。

○必要な手続、確認方法

活動計画を提出する際に、活動支援班の構成員名簿を併せて提出いただく必要があります。（申請後に設置した場合は、申請した年度の報告時に設置したことが分かる書類を提出）

また、活動支援班の活動実績については、活動記録の備考欄に記載する必要があり、それをもとに活動の有無を確認します。

○活動記録（修正案）

活動実施日時		活動項目番号（左詰め）	活動内容	
日付	実施時間		支払区分	活動項目
				具体的な活動内容 （活動場所、活動内容、連携して実施した団体、活動支援班による活動、直営施工等できるだけ具体的に記載）

h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○要件

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干し期間の延長）をほかの増進項目と同様に、活動組織内で決めた農地において実施すれば、増進活動としてみなされます。具体的な要件は、P.6に示しているものと同様ですが、増進活動については、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の要件や、取組面積の拡大についての要件、一ほ場一取組の制限はありません。

○必要な手続、確認方法

ほかの増進項目と同様に、活動記録をもとに確認します。